

議 案 名	富士見市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について																													
制 定 趣 旨	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正により、基準額の引上げが行われたことを踏まえ、選挙事務に係る非常勤特別職の報酬額を改正するものです。																													
制 定 内 容	選挙長、期日前投票所の投票管理者、開票管理者、開票立会人及び選挙立会人の報酬額を改正するもの。 別表 <table><tr><th>項</th><th>特別職</th><th>改正前</th><th></th><th>改正後</th></tr><tr><td>68</td><td>選挙長</td><td>1 0, 8 0 0 円/日</td><td rowspan="5">⇒</td><td>1 2, 2 0 0 円/日</td></tr><tr><td>69</td><td>期日前投票所の投票管理者</td><td>1 1, 3 0 0 円/日</td><td>1 2, 8 0 0 円/日</td></tr><tr><td>71</td><td>開票管理者</td><td>1 0, 8 0 0 円/日</td><td>1 2, 2 0 0 円/日</td></tr><tr><td>74</td><td>開票立会人</td><td>9, 0 0 0 円/日</td><td>1 0, 1 0 0 円/日</td></tr><tr><td>75</td><td>選挙立会人</td><td>9, 0 0 0 円/日</td><td>1 0, 1 0 0 円/日</td></tr></table>				項	特別職	改正前		改正後	68	選挙長	1 0, 8 0 0 円/日	⇒	1 2, 2 0 0 円/日	69	期日前投票所の投票管理者	1 1, 3 0 0 円/日	1 2, 8 0 0 円/日	71	開票管理者	1 0, 8 0 0 円/日	1 2, 2 0 0 円/日	74	開票立会人	9, 0 0 0 円/日	1 0, 1 0 0 円/日	75	選挙立会人	9, 0 0 0 円/日	1 0, 1 0 0 円/日
項	特別職	改正前		改正後																										
68	選挙長	1 0, 8 0 0 円/日	⇒	1 2, 2 0 0 円/日																										
69	期日前投票所の投票管理者	1 1, 3 0 0 円/日		1 2, 8 0 0 円/日																										
71	開票管理者	1 0, 8 0 0 円/日		1 2, 2 0 0 円/日																										
74	開票立会人	9, 0 0 0 円/日		1 0, 1 0 0 円/日																										
75	選挙立会人	9, 0 0 0 円/日		1 0, 1 0 0 円/日																										
施 行 日	公布の日																													

富士見市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和３９年条例第１号）新旧対照表

新				旧			
別表（第２条関係）				別表（第２条関係）			
1～67	（略）			1～67	（略）		
68	選挙長	日額	<u>12,200円</u>	68	選挙長	日額	<u>10,800円</u>
69	期日前投票所の投票管理者	日額	<u>12,800円</u>	69	期日前投票所の投票管理者	日額	<u>11,300円</u>
70	（略）			70	（略）		
71	開票管理者	日額	<u>12,200円</u>	71	開票管理者	日額	<u>10,800円</u>
72～73	（略）			72～73	（略）		
74	開票立会人	日額	<u>10,100円</u>	74	開票立会人	日額	<u>9,000円</u>
75	選挙立会人	日額	<u>10,100円</u>	75	選挙立会人	日額	<u>9,000円</u>